

オンラインシンポジウム

「お金」と向き合うための消費者教育とは? ～金融経済教育の転換期に考える～

日時：2024年8月2日（金）18時～20時

進行次第・配布資料

1 開会挨拶／大神 昌憲（日本弁護士連合会副会長）

2 報告

◆報告①：あんびる えつこ氏（「子供のお金教育を考える会」代表
／生活経済ジャーナリスト）

「消費者教育としての“金融経済教育”とは」

◆報告②：桑田 尚氏（J-FLEC（金融経済教育推進機構）経営戦略部長）
「金融経済教育推進機構の狙いと今後の展望」

3 パネルディスカッション「金融経済教育のこれまでとこれから」

[パネリスト]

上記①～②の報告者

◆池垣 陽子氏（埼玉県立蓮田松韻高等学校教諭

／文部科学省消費者教育アドバイザー

／公益財団法人消費者教育支援センター客員研究員）

◆島 幸明（日弁連消費者問題対策委員会委員）

[コーディネーター]

平澤 慎一（日弁連消費者問題対策委員会幹事）

4 閉会挨拶／洞澤 美佳（日弁連消費者問題対策委員会委員長）

主催：日本弁護士連合会

※本資料の無断複製・公開等はお控え下さい。

資料目録

	資料名	頁
1	報告①「消費者教育としての“金融経済教育”とは」(あんびる えつこ氏)	1
2	報告②「金融経済教育推進機構の狙いと今後の展望」(桑田 尚氏)	7
3	学校現場における金融経済教育 (池垣 陽子氏)	28
4	「投資教育」と「金融経済教育」、認定アドバイザーについて (島 幸明氏)	36
5	金融経済教育の理念に沿った金融経済教育推進機構の組織及び運営体制の構築を求める意見書	39
6-1	金融商品取引法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (衆議院)	55
6-2	金融商品取引法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (参議院)	56
7	参考資料一覧	57

※本資料の無断複製・公開等はお控え下さい。

シンポジウム 「お金」と向き合うための消費者教育とは? ～金融経済教育の転換期に考える～

消費者教育としての「金融経済教育」とは

2024年8月2日

「子供のお金教育を考える会」代表
生活経済ジャーナリスト
あんびるえつこ

プロフィル

1967年、神奈川県横須賀市生まれ。新聞社で生活経済記事を担当しながら、日本FP協会認定ファイナシャルプランナーの資格を取得。出産を機に退社後は、家庭経済の記事を新聞や雑誌に執筆。講演活動も精力的に行う。一男一女の母。全国の学校等で行われている「カレー作りゲーム」の考案者。

Blog <http://ambiru.livedoor.biz/>

NPO「子供のお金教育を考える会」

(<http://www.kids-money.jp/>) 代表



※Radio talk『高校生のうちに知っておきたいお金のこと』毎週火曜日夜9時～放送中

<役職 そのほか>

文部科学省 消費者教育アドバイザー 文部科学省 消費者教育推進委員会委員(2011・12年度、2024年度～)

消費者庁 教材「よりよい買物の仕方を考えよう～エシカル消費ってなあに?～」監修

神奈川県 消費生活審議会委員、経済教育学会 理事 など

<著書>

「アクティブ・ラーニングで楽しく! 消費者教育ワークショップ集 ~すぐに使えるワークシート付き~」(大修館書店)

「毒になるお金 幸せになるお金 ~ママと子どものためのお金レッスン35~」(プラス出版)

「99%の小学生は気づいていない!? やりたい!の見つけ方」(Z会)

「お金の図鑑～夢、仕事、生き方が見つかる～」(新星出版社)監修

「99%の小学生は気づいていない!? お金と社会のミライ」(Z会)監修

「お金RPG～お金の基本が楽しく学べる!」(学研)監修

「100歳2億円にふりまわされない! 12歳からはじめる Oh! 金の学校」(フレーベル館)監修

「Z会グレードアップドリル おかねとしゃかい」(Z会)監修

「『お金』のしつけ ～子どもの困った行動に親はどう対処すべきか」(PHP文庫)

「スキルアップ家庭科～家庭科資料と食品成分表～」(大修館書店)部分執筆

令和3年文部科学省検定済 高等学校家庭科教科書 部分執筆 など

Main Points of Today

目的 「消費者教育の視点」を通して、その役割を明らかにすることで、
るべき金融経済教育についての考察を深める

<消費者教育の視点①> 一人ひとりの意思決定を助ける

- 知識は一様 意思決定は多様
- 背後には、多様な家庭環境
 - ※ 家庭の経済環境に配慮しつつ、実践力を養う

<消費者教育の視点②> 家計管理から「自然的順序」で教える

- 「家計管理」が消費生活の出発点
 - ※ 消費者被害を防ぐための知識と“考え方”を教える

<消費者教育の視点③> 生活者として ともに考える

- 「生活を成立させる視点、生命を存在として大切にする視点で経済をとらえる」
(御船美智子氏)
 - ※ 多様な価値観をと自由な意思決定を尊重する

おわりに ~あるべき金融経済教育を考える~

- 「金融教育」から「金融経済教育」へ
- 「適切」とは

※参照

金融経済教育

「適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導」

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(2024年6月施行)

参考ワーク①

筆 買いたいとおもう材料をえらび、□に✓しよう



- ① 牛肉(ぎゅうにく)
ねだん
...おはじき4コ
〇〇〇〇



- ② 豚肉(ぶたにく)
ねだん
...おはじき3コ
〇〇〇



- ③ シーフードミックス
ねだん
...おはじき2コ
〇〇



- ④ ジャガイモ
ねだん
...おはじき2コ
〇〇



- ⑤ たまねぎ
ねだん
...おはじき2コ
〇〇



- ⑥ にんじん
ねだん
...おはじき2コ
〇〇



- ⑦ ピーマン
ねだん
...おはじき1コ
〇



- ⑧ かれー粉(こ)
ねだん
...おはじき1コ
〇



- ⑨ 牛乳(ぎゅうにゅう)
ねだん
...おはじき1コ
〇

参考ワーク②

JUMP6. 資産形成を考えよう ワーク



ワーク

右の解説ページを読み、社会人20年目の自分の資産配分を考えてみよう

- 手順1** JUMP5 の④貯蓄で選んだ番号①～③を参考に、20年たった後に自分が持っている資産のおおよその額を想像し、記入しよう。

私の資産…

万円

<参考>もしもお金を貯め続けたら…

①を選んだ人…月5万円×12か月×20年=1,200万円

②を選んだ人…月3万円×12か月×20年=720万円

③を選んだ人…月1万円×12か月×20年=240万円

※金利は考慮していません



- 手順2** JUMP5 の生活費や、自分のライフプラン（人生の希望や計画）をもとに、下記の表にそって **手順1** の資産を3つのグループに分け、①の欄に金額を記入しよう。

- 手順3** **手順2** の各グループの目的や必要になるまでの時間を考え、分けたお金の運用方針を決定し、②の該当するものに○をしよう（流：流動性 安：安全性 収：収益性 ※安全性と収益性が両立しないことに注意 右ページ参照）。また、運用方針をもとに、考えられる金融商品を下記の表を参考に選び、③の欄に記入しよう。

優先	資産のグループ	金額の目安	①資金の振り分け (金額)	②運用方針 (あてはまる ものに○)	③考えられる金融商品
高	<グループ1> 生活を守るための費用	1～2年分の生活費	万円	流・安・収	
	<グループ2> ライフイベントのための費用 (結婚、出産、教育、住宅費用など)	目的ごとに必要な額	() 費 万円	流・安・収	
			() 費 万円	流・安・収	
			() 費 万円	流・安・収	
	<グループ3> 老後資金や余裕資金	—	() 万円	流・安・収	
			() 万円	流・安・収	

<参考>主な金融商品の特徴

金融商品	主な特徴	自分でも、よく調べてみよう！	安全性	収益性	流動性
預貯金	・定期的に利子が受け取れる。 ・元本保証がある。※一行あたり元本1,000万円とその利息まで		○	△	○
債券	・満期になると、元本やあらかじめ決められた金額を受け取れる。ただし発行元の破綻などが起きた場合、払い戻しが行われない可能性もある。 ・定期的に受け取れる利子がある※割引債を除く ・満期前に途中で売却することもできるが、価格は変動する。		○	○	△
株式	・買った時より高く売れると「譲渡益」が得られるが、値下がりして「譲渡損」が出たり、場合によっては株式を発行した会社が倒産することもある。 ・会社が得た利益を株主に還元する「配当金」や株主優待が受けられる場合も		△	○	○
投資信託	・投資の専門家が、国内外の株式・債券・不動産などを組み合わせて運用する。組み入れられているものにより、リスクが異なる。 ・少額でも分散投資することが可能。 ・売買時、保有時に発生する場合がある「手数料」は、商品によって異なる。		△～○	○～○	○

参考ワーク③

JUMP3. ネットショッピングをする前に ワーク

ワーク 1

インターネットのショッピングサイトを見て、ネットショッピングをする前に確認しておきたいお店の情報について調べ、①～⑤に記入しよう。

① 調べたショップ名と URL

ショップ名…

URL…



お店の情報を
調べたら
次ページのチェックリスト
①～⑥もきちんと確認して
購入しよう！なの～



② ショップの住所・電話番号

住 所…

電話番号…

③ キャンセルの可否、方法

キャンセル… できる・できない

方法…

④ 返品・交換の可否、方法、条件

返品・交換… 購入者都合の場合 → できる・できない

トラブルや不具合による場合 → できる・できない

方法…

返品・交換ができる場合の条件、またはできない場合の条件を読み、気になったものを一つ書こう

… できる・できない 場合の条件

⑤ 送料、手数料など価格以外に必要になる費用

参照HP一覧

QR①

国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針(令和6年(2024年)3月15日閣議決定)



QR②

金融経済教育推進会議
金融リテラシー啓発用共通教材「コアコンテンツ」
～大学1コマ90分用の金融リテラシー・モデル講義資料～



QR③

金融庁
高校生のための金融リテラシー講座



QR④

政府広報オンライン
「金融リテラシー」って何？最低限身に付けておきたい
お金の知識と判断力
※金融庁「最低限身に付けるべき金融リテラシー(4分野・15項目について)
(<https://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20131129-1.html>)は、
リンク不調中



QR⑤

文部科学省
平成29・30・31年改訂学習指導要領の趣旨・内容



QR⑥

神奈川県 消費者教育教材 高校生向け「JUMP UP」



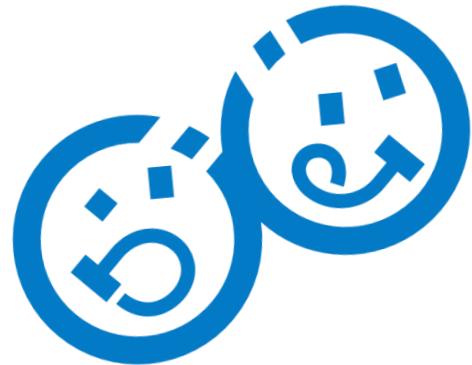
神奈川県 消費者教育教材 指導書



QR⑦

大修館書店
「アクティブ・ラーニングで楽しく！
消費者教育ワークショップ実践集」



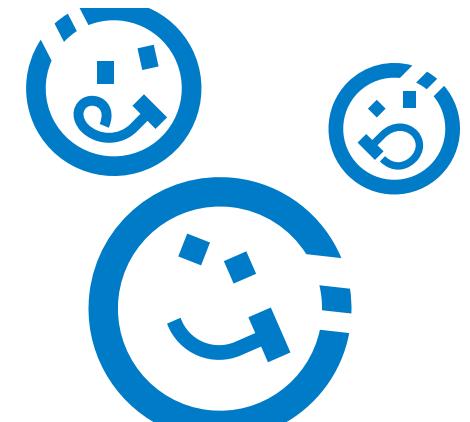


金融経済教育推進機構の狙いと今後の展望

J-FLEC

金融経済教育推進機構

経営戦略部長 桑田 尚



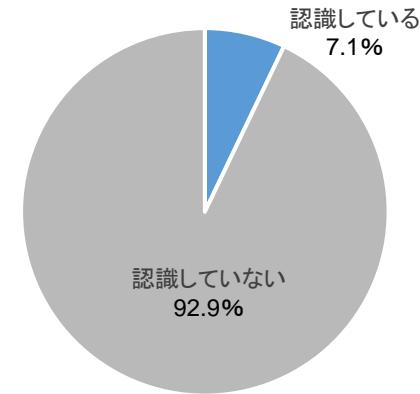
金融経済教育をめぐる課題

- これまで、政府、金融広報中央委員会、金融関係団体は、学校や職場等において、金融経済教育を実施。

- 但し、課題も存在。

- 金融経済教育を受けたと認識している人は約7%。
- 投資詐欺などの被害事案も引き続き散見。
- 教育の担い手が金融機関・業界団体である場合、受け手(特に、個別企業)から敬遠。

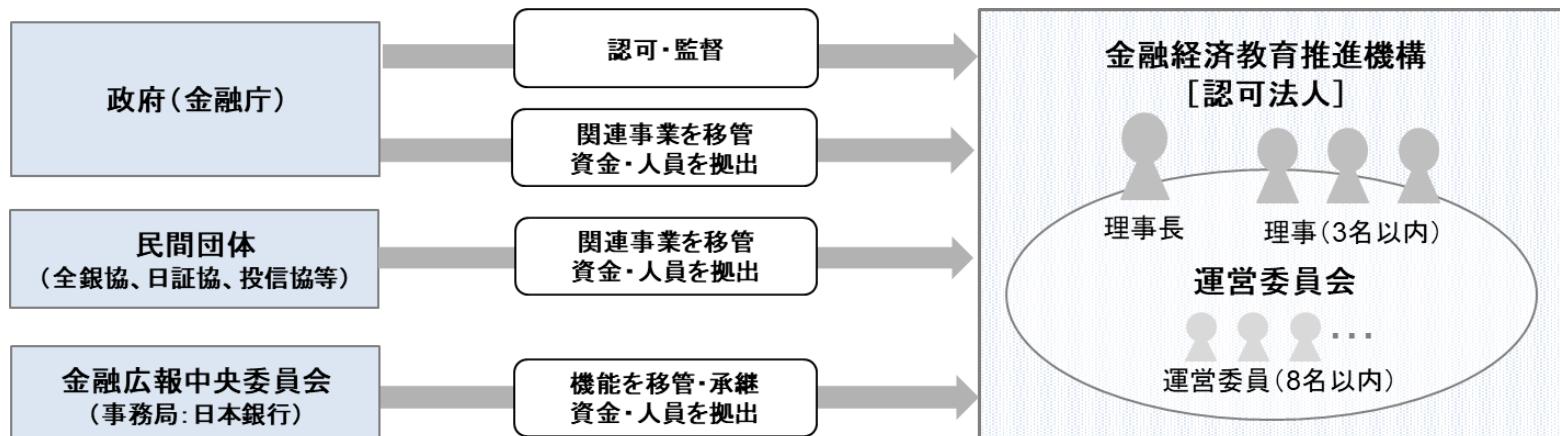
金融経済教育を受けたと認識



中立公正な教育を、官民一体で国全体に推進する必要。

(出所)金融広報中央委員会「金融リテラシー調査(2022年)」より金融庁作成。

金融経済教育推進機構の設立(2024年4月5日)



組織概要

名称

金融経済教育推進機構

(英)J-FLEC: Japan Financial Literacy and Education Corporation

設立

2024年4月5日

資本金

10億5,729万6千円

政府 :10億729万6千円(注)

日本銀行 :2,500万円

全国銀行協会 :1,250万円

日本証券業協会:1,250万円

(注)うち5千万円を除く9億5,729万6千円は、設立に
係る初期費用に充てる予定。

職員数

約70名

ウェブサイト

<https://www.j-flec.go.jp/>

J-FLEC公式Xアカウント

https://x.com/J_FLEC?s=09



根拠法

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律
(2024年2月1日施行)

目的

適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導(金融経済教育)を推進すること。

所在地

室町古河三井ビルディング (コレド室町2)
東京都中央区日本橋室町2-3-1 9F



役員構成

あんどう さとし

理事長 安藤 聰



生年月日:1955年1月27日(69歳)
出身:東京都

<略歴>

- ◆ 1977年慶應義塾大学法学部卒業、(株)東京銀行(現(株)三菱UFJ銀行)入行、本店営業部・ニューヨーク・大阪支店・人事・日本国債トレーディング・外国債券ポートフォリオ運用・法人営業企画・合併委員会小委員会事務局・検査企画・資産運用企画(副部長)・ジャカルタ支店(支店長)を経て、2007年(株)三菱東京UFJ銀行退職。
- ◆ 2007年オムロン(株)入社、常勤監査役、2011年執行役員経営IR室長、2015年執行役員常務グローバルIR・コーポレートコミュニケーション本部長、2017年6月取締役に就任、社長指名諮問委員会、人事諮問委員会、報酬諮問委員会 各副委員長、2023年6月オムロン(株)退社。

<主な公的活動>

(過去)

- | | |
|------------|--|
| 2014年 | 経済産業省主催研究会「伊藤レポート」委員、2017年「伊藤レポート2.0」委員、「価値協創ガイドンス」策定ワーキンググループに参画。 |
| 2014~2017年 | 国際統合報告評議会(IIRC)主催実務者協議会に参加。 |
| 2016~2019年 | GPIF主催「企業・アセットオーナーフォーラム」企業側代表幹事を務める。 |
| 2017~2023年 | (公財)国際高等研究所評議員を務める。 |
| 2022~2023年 | 内閣府主催「知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンス検討会」委員を務める。 |
| 2022~2024年 | 東京証券取引所主催「市場区分見直しに関するフォローアップ会議」メンバーを務める。 |

(現在)

- | | |
|--------|--------------------------|
| 2016年~ | 一橋大学CFO教育研究センター客員研究員に就任。 |
|--------|--------------------------|

役員構成

くらもと かつや
理事 倉本 勝也



1992年 日本銀行 入行
2013年 同 政策委員会室広報課長
2015年 同 政策委員会室総務課長
2017年 同 熊本支店長
2019年 同 大阪支店副支店長
2021年 同 システム情報局審議役
2022年 同 政策委員会室審議役
2023年 同 政策委員会室長

おおとも けいこ
理事 大友 佳子



1989年 株住友銀行(現株三井住友銀行)
入行
2005年 同 元住吉支店長
2010年 同 あざみ野支店長
2013年 同 学芸大学駅前支店長
2014年 同 コンサルティング業務部エリ
アサポート室長 兼 リテールマー
ケティング部エリアサポート室長
2016年 同 上大岡エリア支店長
2019年 同 世田谷エリア支店長
2021年 同 理事 池袋エリア支店長
2023年 銀泉(株) 執行役員
2024年 同 退職

みさわ ひろふみ
理事 三澤 博文



1984年 日産自動車(株) 入社
1987年 野村證券(株) 入社
2001年 野村グローバル・ファイナンシャル・
プロダクツ(NY) 社長
2004年 野村ロンドン グローバル・マーケッツCOO
2009年 野村證券債券部門企画室長
2011年 野村ファイナンシャル・プロダクツ・
サービスズ(株) 社長
2016年 野村ホールディングス(NHI) シニア・マネージング・ディレクター(ロンドン駐在)
2018年 野村ドイツ(フランクフルト)CEO
を兼任
2022年 シニア・アドバイザー(ロンドン、フランクフルト駐在)
2023年 野村ホールディングス 退職

役員構成

【運営委員長】

家森 信善 (やもり のぶよし) 神戸大学経済経営研究所教授

【運営委員】

市毛 祐子 (いちげ ゆうこ) 實践女子大学教職センター教授

五十嵐 克也 (いがらし かつや) 日本商工会議所 理事・企画調査部長

大江 加代 (おおえ かよ) (株)オフィス・リベルタス代表取締役

大迫 恵美子 (おおさこ えみこ) 荻窪法律事務所 弁護士

柿野 成美 (かきの しげみ) 法政大学大学院政策創造研究科准教授、(公財)消費者教育支援センター理事・首席主任研究員

富山 和彦 (とやま かずひこ) (株)経営共創基盤 IGPIグループ会長、(一社)日本取締役協会 会長

八木 陽子 (やぎ ようこ) (株)イー・カンパニー代表取締役

【監事】(非常勤)

武内 清信 (たけうち きよのぶ) 日本公認会計士協会 相談役

ミッション・ビジョン、ロゴ

ミッション

私たちは、一人ひとりが描くファイナンシャル・ウェルビーイング^(注)を実現し、自立的で持続可能な生活を送ることのできる社会づくりに貢献します。

(注)自らの経済状況を管理し、必要な選択をすることによって、現在及び将来にわたって、経済的な観点から一人ひとりが多様な幸せを実現し、安心感を得られている状態。

(国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針(令和6年3月15日閣議決定))

ビジョン

私たちは、金融リテラシーの向上を図るプラットフォーマーとして、時代の移り変わりと個人の多様性に即した金融経済教育を提供し、いまと未来の暮らしをより良くする金融サービスの活用や資産の形成と活用を支援します。

- ◆ 金融は国民にとって必ずしも親しいイメージを持たれているわけではない点を踏まえ、キャラクター性のあるロゴマークを採用。
- ◆ 子供から大人まで全員に対して優しく、ポジティブな印象を与えるコミュニケーションデザインとしてシンプルな造形ながら刻印が笑顔になっていく様を表現。
- ◆ また、数字や記号など幅広いバリエーションで制作可能なため、一貫した優しく、親しみやすいイメージをつくりあげられる汎用性の高いデザインとなっている。



金融庁金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 顧客本位タスクフォース 中間報告(2022年12月)

「(略) 家計管理、資金計画、つみたてNISA等の税制優遇制度や年金制度、多様化する金融商品・サービスなどについて、気軽に相談し、継続的に良質なアドバイスを受けられる環境を整備することが重要である。(中略) しかしながら、顧客の立場に立っていると謳いながら、特定の金融事業者や金融商品に偏ったアドバイスが行われているケースが見られる、顧客にとって誰が信頼できるアドバイザーであるかが分からぬ等の課題も指摘されている。」



J-FLEC認定アドバイザー制度の創設

J-FLEC認定アドバイザー制度の全体像

□ J-FLEC認定アドバイザーとは

J-FLECでは、J-FLECが定める認定要件に合致し所定の審査を通過した個人を、一定の中立性を有する顧客の立場に立ったアドバイザー（「J-FLEC認定アドバイザー」）として認定・公表します。

- ◆ J-FLEC認定アドバイザーは、家計管理、生活設計、NISA・iDeCo等の資産形成支援制度、金融商品・サービス、消費生活相談等についてアドバイスを行う者を想定。
- ◆ J-FLECは、**J-FLEC認定アドバイザーの氏名のほか、個人がアドバイスを依頼する際に参考となる情報**（保有資格、経歴、得意分野、報酬の目安、自己PR、実際にアドバイスを受けた個人からの評価等）を公表。

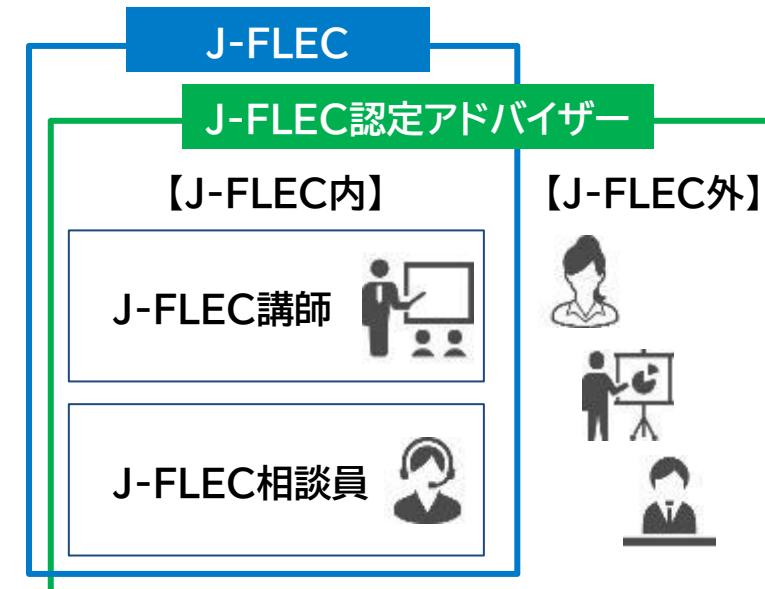
□ J-FLEC講師・相談員

所定の審査を通過したJ-FLEC認定アドバイザーは、**J-FLECが行う講師派遣（出張授業）の講師、無料相談の相談員業務を行うことが可能**です。

□ 「J-FLECはじめてのマネープラン」割引クーポン配布事業

J-FLEC認定アドバイザーがJ-FLEC外において営むサービスを利用する個人に対して、相談料の一部を補助する仕組み（割引クーポンの電子配布）を創設します。

- ◆ アドバイスの価値や意義を個人に知っていただく契機となるよう、個人が信頼できるアドバイザーにアクセスしやすい環境を整備。
- ◆ J-FLEC認定アドバイザーは、J-FLEC外においても、その称号を使って個別相談を行うことが可能。



J-FLEC認定アドバイザーの認定要件①

□ J-FLEC認定アドバイザーの認定要件は、以下の通りとすることを予定しています。

1. 次のいずれにも該当しないこと

- 金融商品の組成・販売等を行う金融機関等に所属している^(注1、2)
- 金融商品の組成・販売等を行う金融機関等から、顧客に対するアドバイスの信頼性・公正性に影響を及ぼし得ると考えられる報酬を得ている^(注3)

(注1)「金融商品の組成・販売等を行う金融機関等」(以下、「金融機関等」という。)とは、以下を指す。

- ・金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第3条第3項に規定する「金融商品販売業者等」
- ・金融商品取引法第28条第3項に規定する「投資助言・代理業」を行う者のうち同項第2号に規定する「投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介」を行う者、第4項に規定する「投資運用業」を行う者
- ・貸金業法第2条第2項に規定する「貸金業者」
- ・宅地建物取引業法第2条第3号に規定する「宅地建物取引業者」
- ・上記に列記した事業者のグループ会社(子会社、関連会社、親会社の子会社及び親会社の関連会社を総称してい。)

(注2)「金融機関等に所属している」とは、金融機関等に役職員(非常勤職員等を含め雇用形態は問わない)として勤務していることまたは自身でこれらの事業を営んでいることを指す。

(注3)「顧客に対するアドバイスの信頼性・公正性に影響を及ぼし得ると考えられる報酬を得ている」とは、例えば金融機関等より顧客に対するアドバイスの結果として生じた取引等によって報酬(非金銭的なものを含む。)を得る仕組みを設けていることをいい、実際に報酬の支払いがなされていない場合も含む。

2. 家計管理、生活設計、NISA・iDeCo等の資産形成支援制度、金融商品・サービス、消費生活相談等に関するアドバイスを提供するために有益な資格(CFP®、AFP、FP技能検定(2級以上)、外務員(1種)、弁護士等の士業、消費生活相談員など)及び一定の業務経験(原則として当該資格に関するもの)を有すること

3. 法令諸規則違反等による、刑事罰、処分その他の措置を受けていないこと^(注)

(注)「法令諸規則違反等による、刑事罰、処分その他の措置を受けていない」とは、以下のいずれにも該当しない場合を指す。

- ・禁錮以上の刑又は刑法の罪を犯したことによる罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ・金融庁による行政処分の執行が終了した日から5年を経過しない者
- ・J-FLEC又はJ-FLEC認定アドバイザーの称号の権威、信頼性を害したことによりJ-FLEC認定アドバイザーの登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない

4. 反社会的勢力ではないこと

5. その他、金融経済教育推進機構が不適当と認めた者でないこと

J-FLEC認定アドバイザーの認定要件②

- J-FLEC認定アドバイザーの認定要件にある「アドバイスを提供するために有益な資格及び一定の業務経験」として、以下を例示することを予定しています。
- なお、ここに例示した以外の資格・業務経験であっても、申請者の経歴等と照らしたうえで、「アドバイスを提供するために有益な資格及び一定の業務経験」として認めたいと考えています。

資格等(例)	一定の業務経験(例)
CFP®、AFP、FP技能検定(2級以上) 外務員(1種) 証券アナリスト プライベートバンカー 公認会計士 税理士 弁護士 司法書士 行政書士 社会保険労務士 消費生活相談員 消費生活アドバイザー DCプランナー(1級) 住宅ローンアドバイザー 銀行業務検定(税務2級) 銀行業務検定(相続アドバイザー3級以上) 銀行業務検定(年金アドバイザー3級以上) 金融窓口サービス技能検定(1級) 投資助言・代理業者	個人からのFP分野における相談・提案業務 個人からの公的年金・社会保険に係る相談 個人への対面による金融商品の提案・販売 個人への対面による保険契約の提案・販売 個人への不動産購入の資金計画作成・提案 個人への住宅ローンに係る審査・相談等 個人融資に係る審査・財務状況分析・相談等 個人に対する各種税務相談(確定申告、相続、遺言等) 成年後見制度に係る相談 保護者に対する教育資金プラン等の提案 児童・生徒に対する金融経済教育の実施 個人への金融商品に係る投資助言

J-FLEC認定アドバイザーの行為基準

- J-FLEC認定アドバイザーの称号の信頼性を担保するため、各J-FLEC認定アドバイザーが遵守すべき事項として、以下のような行為基準を定めることを予定しています。
- 毎年の更新制とともに、仮に行為基準に違反する行為が認められた場合には、認定の取消し等の処分を行う予定です。

1. 法令遵守

- 自身の行うアドバイスが違法、不当なものとなることがないよう、関連する法令、ガイドライン等を理解し、遵守する。それらの間に相反する内容がある場合は、最も厳格なものに従う。

2. 信頼性の保持

- 「J-FLEC認定アドバイザー」の称号を使用する場合には、称号の権威と信頼性を保持するよう良識ある方法を用いることとし、誇大又は煽動的な表示等で利用者である個人の判断を誤らせるおそれのある表現は避けなければならない。
- 利用者である個人の各々のライフプランやニーズ、目的、資産の状況を十分に理解し、それらを踏まえて公正かつ中立なアドバイスを行わなければならない。
- アドバイスを提供する際、利用者である個人の利益に資することにのみ専念しなければならない。
- 利用者である個人へのアドバイスに関する報酬を請求する場合、事前に利用者と金額または算定方式を合意し、合意していない報酬を請求することはしない。また、利用者である個人と合意したアドバイスに関する報酬以外に、金融商品の組成・販売を行う金融機関等の第三者から、顧客に対するアドバイスの信頼性・公正性に影響を及ぼし得ると考えられる報酬を得てはならない。
- J-FLECもしくは他のJ-FLEC認定アドバイザーの信用を傷つけ、またはJ-FLECもしくは他のJ-FLEC認定アドバイザーの不名誉となる行為をしてはならない。
- 法令違反による刑事罰、処分、その他の措置を受けた場合、利用者である個人との間で紛争が発生した場合、「J-FLEC認定アドバイザー」の認定要件に適合しないまたはその疑いが生じた場合は、直ちにJ-FLECへ報告する。

3. その他

- 新聞・雑誌・書籍・ポスター・テレビ・ラジオ・ホームページ・SNS等を通じて不特定多数の者に対して情報発信を行う場合には、予めその媒体及び概要についてJ-FLECへ届け出なければならない。
- 金融機関等からの依頼を受けて当該金融機関の社員向け研修の講師やセミナーの登壇、コラムの執筆、資料の監修等の業務を行う場合には、予めその概要についてJ-FLECへ届け出なければならない。

1

講師派遣事業

- ◆ 全国の企業や学校等に、J-FLEC認定アドバイザー（J-FLEC講師）を派遣し、金融経済に関する出張授業（無料）を展開。【2024年8月以降、受付開始】

2

イベント・セミナー事業

- ◆ 全国各地で、社会人の方や事業会社（経営者の方）、教員の方などを対象とした、お金に関する無料イベント・セミナーを開催。【2024年8月以降、順次実施】

3

「J-FLECはじめてのマネープラン」無料体験事業

- ◆ J-FLEC認定アドバイザーによる個別相談の無料体験を、J-FLECにおいて、対面またはオンラインで実施。【2024年8月以降、受付開始】

4

「J-FLECはじめてのマネープラン」割引クーポン配布事業

- ◆ J-FLEC認定アドバイザーによる有料の個別相談をはじめて利用する方を対象に、相談料が80%オフ（1時間あたり最大8,000円まで割引）になる電子クーポン（3時間分）を配布。【今秋より配布開始】

5

学校等への支援事業

- ◆ 金融経済教育に関する研究活動などに取り組む学校を指定し、教育研究費の助成やアドバイス提供を実施。【2024年8月以降、本格実施】

<参 考>

(1)講師派遣(出張授業)事業

- 2024年8月以降、全国の企業や学校等に、所定の審査を通過したJ-FLEC認定アドバイザー（J-FLEC講師）を派遣し、金融経済に関する出張授業（無料）の受付を開始します。
- 講師派遣では、「金融リテラシー・マップ」に沿って、年齢層別に最低限身に付けるべき金融リテラシー（お金に関する知識・判断力）を習得いただけるような研修・授業を実施します。また、より詳しく学びたい方向けの詳細なコンテンツも提供する予定です。講義内容や時間については、講義テーマに応じて講師と事前調整することが可能です。

年齢層	学べる主な内容(例)
小学生	「おこづかいから学ぶお金の話」 ・おこづかいの使い方、貯め方、お金の流れ・トラブルの事例など ※ ドリル・ゲーム・クイズなども活用した参加型形式もあり
中学生・高校生	「大人になる前に知っておきたいお金の話」 ・収支管理の基本、お金の貯め方のコツ、資産形成と経済活動の関係性、クレジット・奨学金の仕組みと注意点、金融トラブルの防止など
大学生・若手社会人 (10代～20代)	「社会人として知っておきたいお金の話」 ・家計管理や給与明細の見方、資産形成の基本（長期・積立・分散）や支援制度（NISAなど）、社会保険と民間保険、クレジット、奨学金、金融トラブルの防止など
中堅社会人 (30代～40代)	「将来に向けて知っておきたいお金の話」 ・家計の現状把握から外部知見（お金の専門家）の活用を通じた将来設計・資産形成の考え方、社会保険と民間保険、各種ローン、金融トラブルの防止など
ベテラン社会人 (50代以上)	「リタイア前後に知っておきたいお金の話」 ・定年退職後の生活を見据えた年金などの社会保険、退職金、税金の仕組みのほか、資産寿命の延伸、贈与・相続・終活などの概要



※ 特別支援学校向け、教員向けにも研修・授業を実施します。

※ 講義資料は、J-FLEC以外の教育活動を行っている方々にも参考としていただくため、J-FLECホームページにて公開予定。

(2)イベント・セミナー事業

- 2024年8月以降、全国各地で、社会人の方や事業会社(経営者の方)、教員の方などを対象とした、お金に関する無料イベント・セミナーを開催します。
- 忙しくて時間がない方、遠隔地にお住まいの方にもご参加いただけるよう、イベント・セミナー会場だけでなく、オンラインによる参加やオンデマンド動画による視聴も可能とする予定です。

【イベント・セミナー例】

対象層	主な内容等
社会人	<p>「社会人として身に付けておきたいお金の話」</p> <ul style="list-style-type: none">・収支管理・資産形成の基本や利用できる制度(NISA等)、社会保険と民間保険など
事業会社 (経営者)	<p>「職域における金融経済教育のメリット」</p> <ul style="list-style-type: none">・人材確保の観点からの金融経済教育の重要性、企業における取組み事例の紹介など
教員向け	<p>「基礎から知りたいお金の話」</p> <ul style="list-style-type: none">・先生自身に知っていただきたい、家計管理・資産形成などの基本とポイント <p>「生徒に伝えたいお金の話」</p> <ul style="list-style-type: none">・授業でお金について教える際のポイント、授業で使えるJ-FLEC教材の体験など
親子向け	<p>「お金の使い方・貯め方体験プログラム」</p> <p>「会社の仕組みやお金の流れを学習できるワークショップ」</p>



(3)「J-FLECはじめてのマネープラン」無料体験事業

対面・オンライン相談

- 2024年8月以降、お金に関するアドバイスの価値や意義を知っていただくきっかけとするため、**J-FLEC認定アドバイザーによる個別相談の無料体験を対面またはオンラインで提供**します。

- ◆ 無料体験は最大1時間で、事前予約制です。
個人の状況に寄り添ったアドバイスを提供するため
事前予約の際に相談したいテーマ等を記入いただきます。

(相談テーマ例)

ライフプランの立て方、家計の見直し、教育資金の準備、
住宅ローンの借入れ、金融資産の運用、リタイアメントプラン 等

- ◆ 個別具体的な税金等の計算、個別の金融商品等に関する相談はできません。



電話相談

- 上記の対面・オンライン相談とあわせ、2024年8月以降、「家計管理」やNISA・iDeCo等の「資産形成支援制度」、「金融商品・サービス」等に関する疑問や質問について
J-FLEC認定アドバイザーが回答する電話相談窓口を設置します。

- ◆ 電話相談は最大30分間で、事前予約は不要です。
「家計の見直しはこれから始めればいい?」、「NISAってどんな制度?」、
「これって金融トラブル?どこに相談すればいい?」など、お気軽にご相談ください。
- ◆ 個別具体的な税金等の計算、個別の金融商品等に関する相談はできません。

(4)「J-FLECはじめてのマネープラン」割引クーポン配布事業

- お金に関するアドバイスの価値や意義を知っていただくきっかけとするため、**J-FLEC認定アドバイザーによる有料の個別相談をはじめて利用する方を対象として、相談料が80%オフ(最大8,000円まで割引)になる電子クーポン(3時間分)を配布します。**
 - ◆ 相談料が1時間10,000円の場合、電子クーポンの利用で自己負担が2,000円になります。
 - ◆ **3時間でライフプランの作成からアセットアロケーション(金融資産の種類・配分調整)の提案までの個別相談が可能です。**
 - ◆ 電子クーポンの利用対象となる個別相談は、J-FLECが行うアドバイス実践研修を通じて、一定のアドバイス技能を身に付けたJ-FLEC認定アドバイザーが行うものに限定されています。
 - ◆ **今秋からクーポンの取得申請を受け付け、まずは3,000名分を配布します。**
状況を見つつ、追加配布することも予定しています。

【3時間分の個別相談の内容(例)】



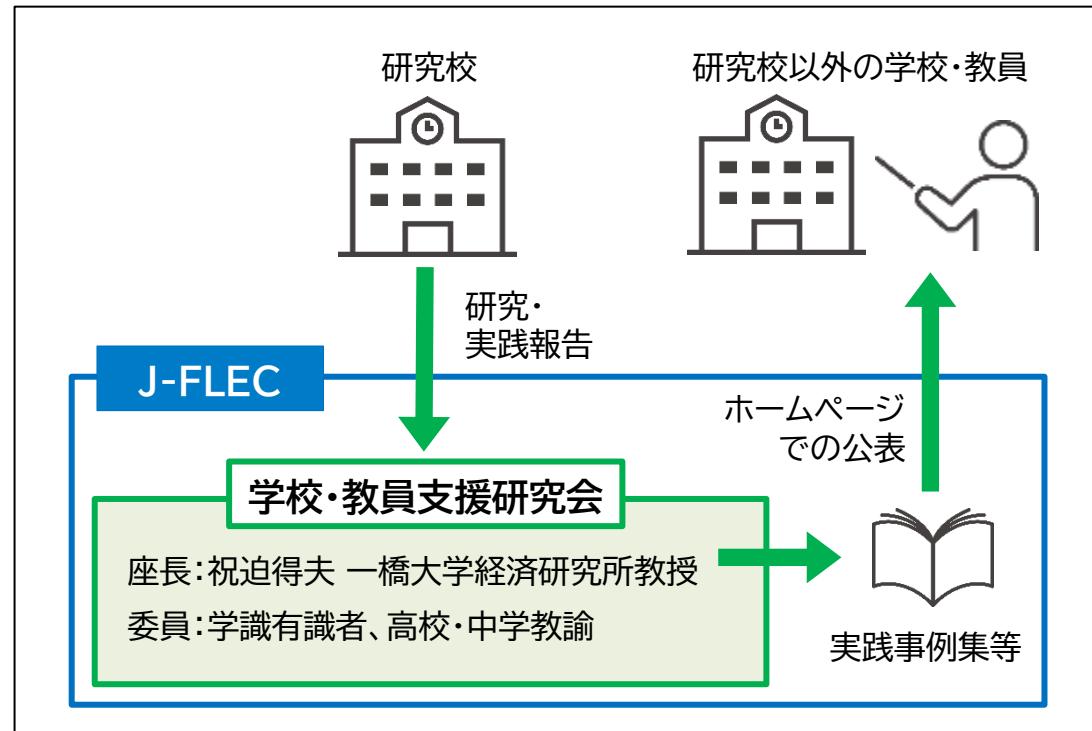
(5)学校等への支援事業

金融経済教育研究校制度

- 全国各地で、金融経済教育に関する研究活動や実践に積極的に取り組む学校を指定し、**教育研究費の助成や研究・実践計画作成に当たってのアドバイスの提供**など、さまざまなかたちで支援します。
※ 同様の活動を行う学校横断的な教員グループについても、本制度に準じた指定・支援を行う予定です。
- 研究・実践の報告は、研究校以外の学校や教員の方々にも広く活用いただけるよう、J-FLECのホームページで公表します。

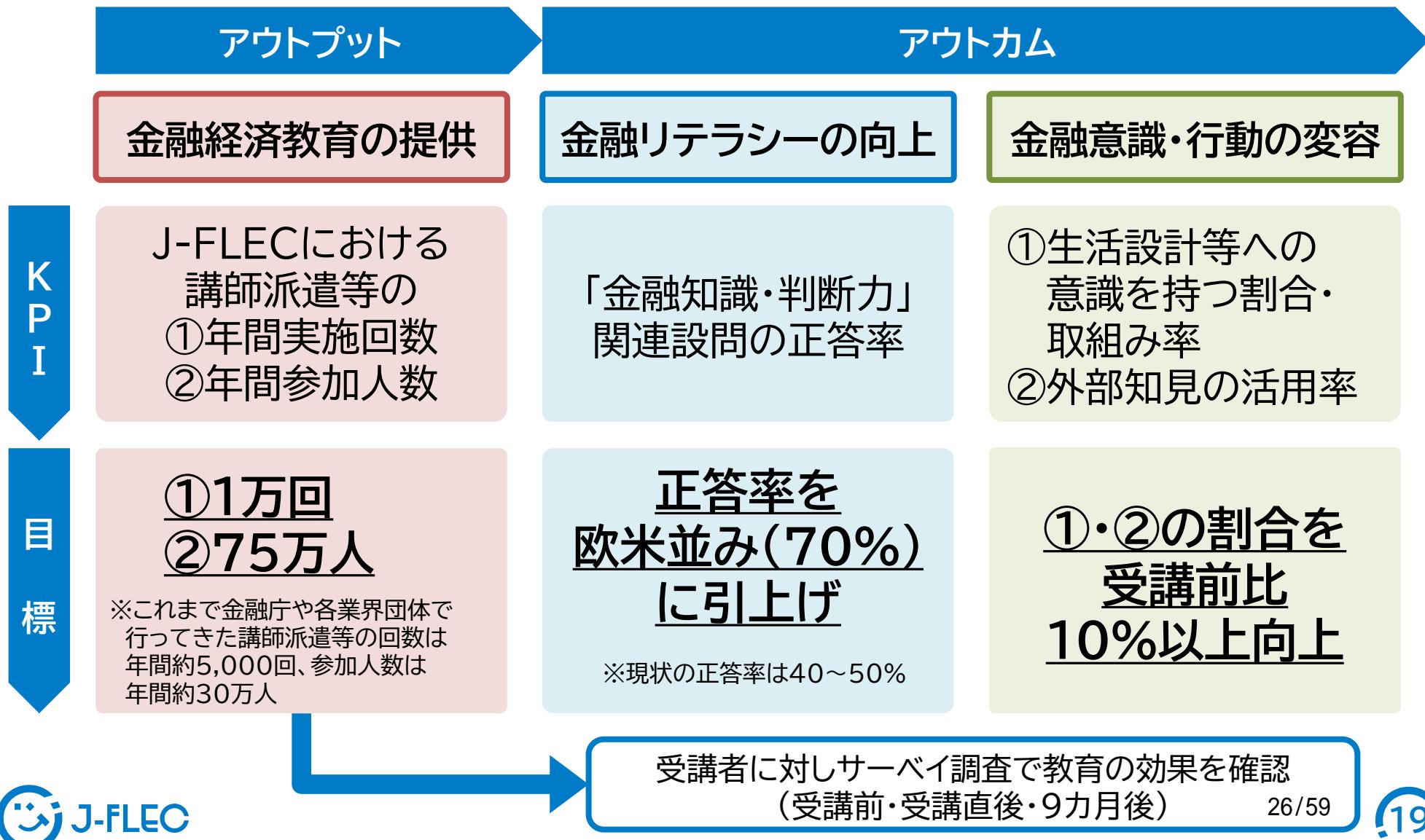
学校・教員支援研究会

- J-FLEC内に「学校・教育支援研究会」を設置し、以下のテーマ等を通じて、学校教育や教員の支援のあり方について検討します。
 - ◆ 学習指導案の制作
 - ◆ 上記研究校の研究・実践報告等をもとにした実践事例集の作成
 - ◆ 金融経済教育の実態調査
- 成果物はJ-FLECのホームページで公表し、金融経済教育に取り組む学校や教員の方々に広く活用いただけるようにします。



J-FLECにおけるアウトカムの測定とKPIについて

- アウトカムの測定とサーベイ調査に関するKPIとして、下記の3点をJ-FLECのKPI及び目標として設定します。



II 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策

3 国民の安定的な資産形成に関する教育及び広報の推進

(5) 金融リテラシーの向上における消費者教育との連携

金融経済教育を推進するに当たっては、国民一人ひとりが、経済的に自立し、より良い暮らしを実現していくとともに、健全で質の高い金融商品や家計金融資産の有効活用により、公正で持続可能な社会の実現に貢献する観点から、金融リテラシーの向上を図ることが重要である。

このため、消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)や「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(平成25年6月28日閣議決定)に基づく消費者教育と連携し、金融や経済についての知識に加え、家計管理や長期的な生活設計を行う習慣・能力、消費生活の基礎や、金融トラブルから身を守るために必要な知識の習得、また、事前にアドバイスを受けるなどといった外部の知見を求めることが必要性を理解することを推進していく。

日本弁護士連合会シンポジウム

「『お金』と向き合うための消費者教育とは? ~金融経済教育の転換期に考える~」

2024.8.2

学校現場における金融経済教育



蓮田松韻高校マスコットキャラクター
マツボくん

はすだしよういん

埼玉県立蓮田松韻高等学校教諭
文部科学省消費者教育アドバイザー
公益財団法人消費者教育支援センター客員研究員

いけがき ようこ
池垣 陽子

金融経済教育について感じること

- ・「金融教育が必修化」「高校で金融教育が義務化された」「家庭科で投資教育」などと言われることへの違和感。
- ・お金について学ぶことは必要であるという認識がある一方、各家庭で資産状況は異なり、デリケートな問題であることから扱いに慎重となり、教えにくさを感じる。
- ・ただでさえ学習内容が多いのに、教えることがさらに増えて時間が足りない。
- ・さまざまな金融機関からの教材や講座の案内が異様に多く、投資偏重の傾向を感じる。

新旧学習指導要領解説の記載の比較（家庭総合）

新
(現行)

ア(イ) 生涯を見通した生活における経済の管理や計画、リスク管理の考え方について理解を深め、情報の収集・整理が適切にできること。

生涯を見通した生活における経済の管理や計画、リスク管理の考え方については、人生を通して必要となる費用はライフステージごとに異なることについて理解して生涯収支に关心をもつようになるとともに、将来の予測が困難な時代におけるリスク管理の考え方について理解できるようとする。また、生涯を見通した経済計画を立てるには、教育資金、住宅取得、老後の備えの他にも、事故や病気、失業などのリスクへの対応策も必要であることについて理解し、預貯金、民間保険、株式、債券、投資信託等の基本的な金融商品の特徴（メリット、デメリット）、資産形成の視点にも触れながら、生涯を見通した経済計画の重要性について理解できるようとする。

（出所）高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 家庭編 p.75

旧

(イ) 資金管理とリスク

家計管理の基本について理解させるとともに、生涯にわたる短期、長期の生活設計を行う上で必要な病気や事故などの不測の事態に備えたリスク管理の方法など、個人の資金管理の基本的な考え方を理解させる。その際、ローン、クレジットの利用などに加えて、貯蓄、保険、株式などの基本的な金融商品などにも触れる。

また、就職、結婚、子どもの誕生、高齢期の生活などを想定し、生涯賃金や働き方などについて、具体的な数値を取り上げて扱い、年金や保険を含めた経済計画の重要性を認識させる。

（出所）高等学校学習指導要領（平成21年告示）解説 家庭編 p.25

学校における消費者教育

社会科

- ・ 小学校社会科（3年生から）
- ・ 中学校社会科
 - 1, 2年生 地理、歴史的分野
 - 3年生 公民的分野

公民科

- ・ 高等学校公民科
 - (公共、政治・経済、倫理)

家庭科

- ・ 小学校（5年生から）
- ・ 中学校
 - (技術・家庭 家庭分野)
- ・ 高等学校
 - (家庭基礎、家庭総合)

総合的な学習（探究）の時間、学年行事

家庭科における消費者教育の系統性

小学校（家庭）

- ・買物の仕組み、消費者の役割、売買契約の基礎
- ・物や金銭の大切さ・計画的な使い方

中学校（技術・家庭 家庭分野）

- ・計画的な金銭管理の必要性
- ・クレジットなどの三者間契約、売買契約の仕組み
- ・消費生活が環境や社会に及ぼす影響

高校（家庭）

- ・家計管理についての理解
- ・生涯を見通した生活における経済の計画、リスク管理の理解
- ・契約や消費者信用などについて具体的に理解
- ・持続可能な社会を目指したライフスタイルの工夫と行動

消費生活に関する授業 (1年次「家庭総合」2022年11~2月)

授業時数	小単元名	キーワード
1	契約を理解しよう	契約、未成年者取消権、クーリング・オフ、消費者契約法
1	キャッシュレス社会を考える	支払いのタイミング（前払い・即時払い・後払い）、決済手段（デビットカード・クレジットカード等）、信用、利便性と安全性
1	かしこく買い物しよう	利用規約、意思決定のプロセス
2	不当表示広告調査	不当表示、景品表示法、188
2	こんなトラブル超「いやや」	悪質商法、消費生活センター
1	行動する消費者になろう	消費者の権利と責任、消費者市民社会、エシカル消費、適格消費者団体
1	キャッシュフロー表を作ろう	ライフプラン、収支、人生の三大費用
1	人生に必要なお金を準備する	①備える リスク、社会保障制度、保険、預貯金
		②貯める&増やす ニーズとウォンツ、資産形成、金融商品（預貯金・債券・投資信託・株式）、安全性・収益性・流動性、長期・分散・積立

消費者が備えたい「金融リテラシー」

- ① 家計管理
- ② 生活設計
- ③ 金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択
- ④ 外部の知見の適切な活用

公民科の視点

市場経済の機能と限界
金融の働き、金融政策
財政・租税の役割など

【マクロ的な視点】

家庭科の視点

家計と社会の関わり
ライフプランニング、家計管理
金融商品の知識、資産形成など

【パーソナルファイナンス】

(出所) 「経済教育ネットワーク東京部会（第127回）部会報告」
(2021年12月18日) 新井明氏報告を参考に筆者作成

消費者教育の視点で金融を学ぶことの意義

- ・お金という手段を用いて自らの生き方を具体的に考えていくことは、人生100年時代では必須の力
- ・18歳で成年となり、自分の意思で様々な契約ができるからこそ、公正で持続可能な社会の実現に寄与するお金の流れを、つねに批判的思考を働かせ意思決定していく、責任ある消費者の視点を持つ

日弁連シンポジウム

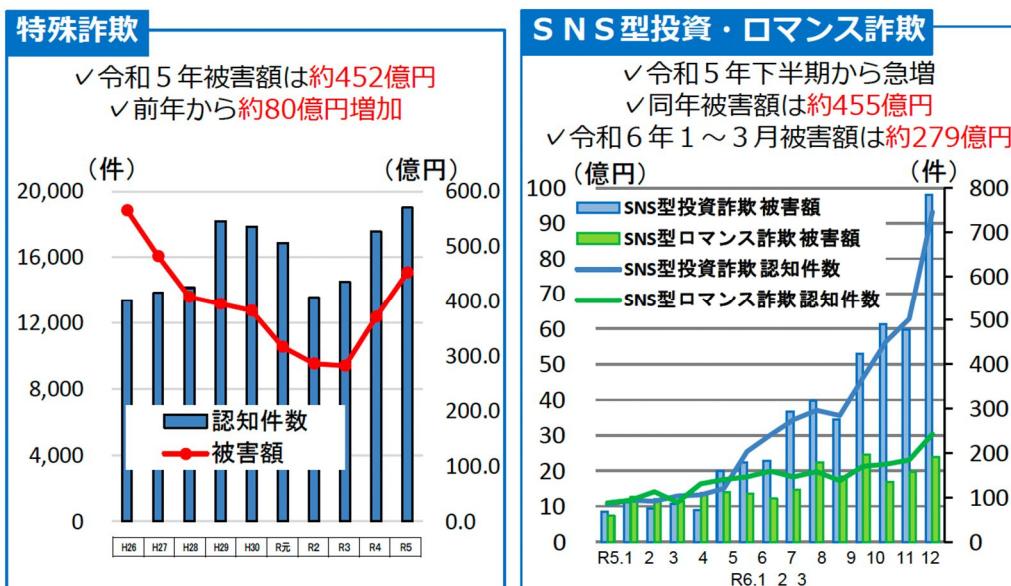
「『お金』と向き合うための消費者教育とは？～金融経済教育の転換期に考える～」

令和 6 年 8 月 2 日

日弁連消費者問題対策委員会委員 弁護士 島 幸明

1 最近の投資被害の状況

令和 5 年中の詐欺被害は、総額約 **1630 億円** と前年から倍増。特殊詐欺の認知件数も直近 10 年間で最多。特に最近は、SNS を契機とする投資詐欺（SNS 型投資詐欺）の事案が目立ち、令和 6 年になってからも被害は増え続けている。SNS 型投資詐欺における被害者の年齢層は 50~60 代が多く、被害額については 1 億円を超える被害もみられる。新 NISA に興味を持って投資を始めてみようと思った人が、被害にあうケースもある。



【2024/6/19 犯罪対策閣僚会議 国民を詐欺から守るための総合対策（概要）より引用】

2 「投資教育」と「金融経済教育」

- ・ 「資産形成だけではなく、家計管理・生活設計や消費者被害防止等」の分野も含む幅広い金融リテラシーが必要
- ・ 正しい知識の重要性（中途半端な知識は危険）
- ・ 投資の内容の前に、投資と貯蓄、投機の違いから
- ・ 法律（制度）の基礎についても知ってもらいたい

3 認定アドバイザーについて

- ・ 投資助言業との違い
- ・ 懸念（認定要件と監督について）

（2）顧客の立場に立ったアドバイザー

・・・具体的には、諸外国では、アドバイザーが提供できる商品・サービスの範囲や、顧客からのみ報酬を得ているかどうか等に着目している点を踏まえ、我が国においても、(i)アドバイザーが金融商品の販売を行う金融事業を兼業しておらず、家計の全体最適とポートフォリオの最適化の観点から、幅広い金融商品を対象としたアドバイスが可能かどうか、(ii)金融商品の組成・販売会社からの手数料等を受け取らず、報酬は顧客からのみ得ているかどうか、等の基準を、例えばIIIにおいて述べる金融経済教育を推進する中立的な常設組織が設定し、基準に該当

するアドバイザー（以下、「認定アドバイザー」という。）をリスト化・公表することが考えられる。

・・・認定アドバイザーが行う活動のうち、一定の金融商品への投資判断についてアドバイスをする場合には、投資助言業の登録が求められる。一方、特に個人のアドバイザーについては、投資助言業の登録が難しく、例えばつみたてNISAでどのような商品を購入すべきかといったアドバイスの提供が行われにくくなっているとの声も聞かれる。顧客が個別商品に関するアドバイスを受けられる機会を拡大する観点から、助言対象を例えばつみたてNISAやiDeCoに絞った投資助言業について、投資家保護の観点に十分配意するとともに、監督のあり方や体制も検討しつつ、登録要件の緩和を検討していくべきである。

顧客本位TF中間報告より抜粋

4 立ち上げ当初の議論を忘れず、今後も注視していくこと

以上

金融経済教育の理念に沿った金融経済教育推進機構の組織
及び運営体制の構築を求める意見書

2023年（令和5年）12月15日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

- 1 国は、投資に関連する消費者被害が生じている現状があるにもかかわらず、民間金融関係団体の影響力を強く受けた投資教育が国家戦略として行われようとしているという点への重大な懸念が生じている現状を十分に認識した上で、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律¹（以下「本法律」、条文引用の際は「法」という。）により創設される金融経済教育推進機構（以下「機構」という。）については、以下の点を十分踏まえて設立及び運営すべきである。
 - (1) 機構の推進する「金融経済教育」（法86条）とは、「国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とするとともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産の有効活用を通じ、公正で持続可能な社会の実現に貢献していくこと」²を目的とするものであること。
 - (2) 金融経済教育は、金融経済教育推進会議が公表した「金融リテラシー・マップ」³で示された「最低限身に付けるべき金融リテラシー」（家計管理、生活設計、金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択、外部の知見の適切な活用）の涵養を中心とするものであり、「金融リテラシー・マップ」の内容を踏まえつつ、広範な観点から金融リテラシーの向上を目指して実施すること。
 - (3) 機構は、前記(1)及び(2)のとおり金融経済教育を行い、政府が「資産所得倍増プラン」⁴で示した「貯蓄から投資へのシフト」の方向性を過度に強調したり、国民の金融リテラシーの向上がなされないまま、投資へ誘導したりするような教育を行わないこと。

¹ 2023年11月20日、金融商品取引法等の一部を改正する法律案が可決・成立したことにより、金融サービスの提供に関する法律が改正され、法律名も金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に改称された。

² 金融庁金融研究センター「金融経済教育研究会報告書」（2013年4月）3頁。
<https://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/20130430/01.pdf>

³ 金融経済教育推進会議「金融リテラシー・マップ」（2023年6月改訂）1頁。
<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/literacy/pdf/map202306.pdf>

⁴ 「資産所得倍増プラン」（2022年11月28日）
https://www.cas.go.jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/dabiplan2022.pdf

(4) 機構は、金融広報中央委員会（以下「金広委」という。）の機能を移管・承継するに当たり、「国民に対し中立公正な立場から金融に関する広報又は消費者教育活動を行い、もって国民経済の健全な発展に資すること」を目的とする金広委の機能や活動を維持及び継続することを確認し、機構への参加又は協力が予定されている民間金融関係団体の活動によって、機構の中立性が害されることのない組織及び運営体制を構築すること。

(5) 機構の設立及び運営に関し、定款の作成（法94条）、設立の認可（法95条）、運営委員会の組織及び運営（法98条以下）並びに業務方法書の作成及び認可（法121条）が、前記(1)から(4)の点に合致するよう行われること。とりわけ、機構の設立及び業務方法書の認可に当たっては、前記(1)の内容を、定款の「目的」（法94条2項1号）、「業務及びその執行に関する事項」（同条同項7号）及び業務方法書（法121条）に明示的に含めること、理事、監事及び運営委員会の委員には、消費者問題に精通する弁護士及び消費者問題や消費者教育について専門的知見を有する者を選任すること。

2 国は、認定アドバイザーモードを創設するに当たり、認定アドバイザーを顧客の立場に立つ存在として制度上明確に位置付けるほか、以下の点に留意した制度設計を行うべきである。

(1) 認定アドバイザーが学校や企業等で出前授業やセミナー等を実施する場合、将来の家計不安をいたずらに煽り、国民を無条件に投資へ誘導するような教育が行われることのないよう、金融経済教育の目的にかなう教育の実施が担保される仕組みを構築すること。

(2) 機構がアドバイザーを認定するに当たり、当該アドバイザーが金融サービスを提供する事業者の従業員、役員及び顧問等を兼ねていないこと、幅広い金融商品を対象としたアドバイスが可能であること、金融商品の組成・販売事業者から報酬等を受領していないこと並びに「金融リテラシー・マップ」の内容を正しく理解していることなど、顧客の立場に立ち、金融サービスを提供する事業者と顧客等との間に利益相反が生じない仕組みを構築すること。

3 国は、金融経済教育を推進するに当たって、消費者教育の推進に関する法律（以下「消費者教育推進法」という。）の理念に基づく消費者教育との連関を常に意識するとともに、金融庁、消費者庁、文部科学省及び経済産業省等の関連省庁間の連携を強化すべきである。

第2 意見の理由

1 機構の創設に至る経緯

(1) 政府は、2022年11月28日、「資産所得倍増プラン」を公表した。このプランは、岸田政権による「新しい資本主義」の実現という方針の下、日本の家計金融資産の半分以上を占める現預金を投資につなげることで、「成長と資産所得の好循環」を実現することを基本的な考え方とする。この考え方には、長期的には資産運用収入そのものの倍増を見据えるものであり、そのためには、簡素で分かりやすく、使い勝手の良い投資体制の整備とともに、投資に関する知識不足の解消や不安の払拭に向けた取組等が必要であるとの認識が示されている。

こうした認識の下、「資産所得倍増プラン」は、その取組の中に「第五の柱：安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実」という項目を設けた。そこでは、官民一体となった金融経済教育を戦略的に実施するための中立的な組織として、新たに2024年中に金融経済教育推進機構（仮称）を設立し、同機構が中立的なアドバイザーの認定事業を行うこと、日本銀行が事務局を担う金広委の機能を同機構に移管・承継すること、同機構の運営体制の整備や設立・運営経費の確保に当たっては、政府、日本銀行に加え、全国銀行協会、日本証券業協会等の民間団体からの協力も得ること等の方向性が示された。

- (2) 他方で、金融庁は、2022年12月9日に「金融審議会市場制度ワーキング・グループ顧客本位タスクフォース中間報告」（以下「タスクフォース中間報告」という。）を公表した。この「タスクフォース中間報告」は、これまで日本で実施されてきた金融経済教育の意義を再確認した上で、安定的な資産形成を行うためには金融リテラシーの向上が重要であることを指摘とともに、中立的な立場から、資産形成に関する金融経済教育の機会提供に向けた取組を推進するための常設組織を早急に構築すべきこと等を提言した⁵。
- (3) 本法律は、「資産所得倍増プラン」及び「タスクフォース中間報告」を受けて改正したものであり、その中で、金融経済教育の推進を目的とする新たな機関として、機構の創設が規定されている（法86条）。

しかしながら、現在構想されている機構の組織及び運営体制は、「資産所得倍増プラン」の「第五の柱：安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実」を具体化したものとなっており、「タスクフォース

⁵ 金融審議会市場制度ワーキング・グループ顧客本位タスクフォース中間報告（2022年12月9日）8、9頁。

「中間報告」で確認された金融経済教育の理念を十分に踏まえていないものと評価せざるを得ない。機構の組織及び運営は、投資の促進により恩恵を受ける立場である民間金融関係団体の人的及び財政的関与を強く受けすることが予定されている⁶。

そうである以上、適切な組織及び運営体制が構築されなければ、安定的な資産形成の支援の名の下に、これまで日本で実践してきた金融経済教育が矮小化され、機構が資産形成教育又は投資教育を推進する機関となり得る構造的な危険が払拭できない。

本意見書は、日本でこれまで蓄積してきた金融経済教育の理念を再確認するとともに、この理念に沿った機構の組織の構築及び運営のあり方について意見を述べるものである。

2 金融経済教育の概念（意見の趣旨 1 (1)）

(1) 法 8 6 条による金融経済教育の定義

金融経済教育の定義に関しては、直接規定した法令等はこれまで見られなかったところ、法 8 6 条は、機構が業務として行う金融経済教育について「適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導」と定義した。

しかしながら、日本におけるこれまでの金融経済教育の概念は、以下に述べるとおり、法 8 6 条が規定する内容にとどまるものではなく、個人の幸福の実現とともに、金融リテラシーを有する自立した国民が、金融商品に対する適切な行動を取ることにより適正な金融商品が流通したり、ESG 投資等の社会課題の解決と結びついた投資への関心が高まるなど、公正で持続可能な社会の実現までを包摂した広い内容を持つものであった。

(2) 日本における金融経済教育の理念

① 金融庁が 2013 年 4 月 30 日に公表した「金融経済教育研究会報告書」では、金融経済教育の意義及び目的を、「金融リテラシーの向上を通じて、国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とするとともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産

⁶ 第 24 回金融審議会市場制度ワーキング・グループ（2023 年 9 月 15 日）「事務局説明資料（金融庁提出法案について）」によると、新たな経営陣の下で決定される事項との留保付きではあるが、「想定される機構のイメージとしては、役職員数が約 70 名、年間の予算規模は約 20 億円であり、うち 9 割以上は民間からの拠出金」とされている。

の有効活用を通じ、公正で持続可能な社会の実現にも貢献していくことがある」と整理している⁷。

② また、2013年6月28日に閣議決定し、2023年3月28日に変更された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」でも、金融経済教育の意義及び目的について、「金融リテラシー（金融に関する知識・判断力）の向上を通じて、国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを実現していくことを可能とともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産の有効活用を通じ、公正で持続可能な社会の実現に貢献していくことにある」と述べた上で、「これらの金融リテラシーは、自立した消費生活を営む上で必要不可欠であり、消費者教育の重要な要素であることから、金融経済教育の内容を消費者教育の内容に盛り込むとともに、金融経済教育と連携した消費者教育を推進することが重要である」と指摘している⁸。

③ このように、日本における金融経済教育は、経済面における個人の幸福の実現とともに、公正で持続可能な社会を形成する担い手の育成という側面を有している。

こうした考え方は、消費者教育推進法が実現を目指す「消費者市民社会」（消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会。同法2条2項参照）と理念を共有するものである⁹。

それゆえに、金融経済教育は、消費者教育の関連教育として、双方で連携して推進が図られてきた。

(3) 諸外国における金融リテラシーの考え方

① 英国（イングランド）¹⁰

英国は、2010年代から国家を挙げて「金融能力」「金融ウェルビーイング（financial wellbeing）」などの用語を使って国家戦略を展開している。この国家戦略における金融教育は、現在の社会問題の解決より、むし

⁷ 前掲注2・「金融経済教育研究会報告書」3頁。

⁸ 消費者庁「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（2023年3月28日変更）16頁。

⁹ 前掲注2・「金融経済教育研究会報告書」3頁・注6参照。

¹⁰ 川口広美「英国（イングランド）の金融経済教育—金融ウェルビーイングの実現をめざして—」金融経済教育を推進する研究会海外調査部会「海外における金融経済教育の実態調査報告書」（2023年3月）16頁以下参照。

る将来の健全な金融行動の基礎にあるものとして位置付けられており、「金融ウェルビーイング」は、「端的にはお金と良い関係を築くこと」であり、「現在と将来の両方で、安心して自分の金銭管理をすることができる」と表現されている。また「金融ウェルビーイング」は「基礎」・「現在」・「将来」の段階に分かれており、金融教育は「基礎」段階に位置付けられている。

金融ウェルビーイングの国家戦略に基づいて策定された「イングランドにおける行動計画」は、「金融教育とは、子供や若者が、その後の人生でお金をうまく管理することができるよう必要な知識・スキル・態度を身に付けるためのあらゆる活動を指す」と定義され、将来の金融ウェルビーイングの実現に焦点を当てたものとして位置付けられている。

② アメリカ合衆国¹¹

アメリカでは、2006年から金融リテラシー教育委員会¹²（以下「F L E C」という。）によって金融リテラシー向上のための国家戦略が策定されている。2020年の国家戦略では、金融教育の機会平等や、不安な時代における備え、回復力及び安定性を支援し、金融経済教育の充実によって金融の主流から外れている人々の経済参加を可能とすることを目指している。

また、F L E Cは、生活設計における金銭管理の基本的な5原則（稼ぐ、預金と投資、保護、消費、借りる）を示しており、金融経済教育における「知識」（お金についての知識を身に付けること）と「成長」（管理するための能力を身に付けること）を重視している。アメリカの金融経済教育においては、経済的自立を目指し、収入に見合った支出、リスクマネジメント、信用についての具体的行動を実践できる力が求められている。

③ O E C D / I N F E¹³

なお、O E C D / I N F Eが2012年6月に公表した「O E C D / I N F E金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」では、金融リテラシーを、「金融に関する健全な意思決定を行い、究極的には金融面での

¹¹ 奥谷めぐみ「米国（アメリカ）の金融経済教育」金融経済教育を推進する研究会海外調査部会「海外における金融経済教育の実態調査報告書」172頁以下参照。

¹² Financial Literacy and Education Commission : F L E C

¹³ O E C Dが2008年5月に金融教育についての情報共有・分析等のために組織した「金融教育に関する国際ネットワーク（International Network on Financial Education: I N F E）。

個人の幸福を達成するために必要な、金融に関する意識、知識、技術、態度および行動の総体」（仮訳）と定義している¹⁴。

- ④ このように、英国（イングランド）やアメリカにおける金融経済教育は、あくまで金融リテラシーの向上を目的とするものであり、「適切な金融サービスの利用等に資する」知識の習得や能力の育成を目指すような資産形成教育ではない。

（4）小括

以上に述べたとおり、日本におけるこれまでの金融経済教育の概念と法86条が定義する金融経済教育との間には、その内容に大きな乖離があると言わざるを得ない。機構が業務として行う「金融経済教育」（法86条）は、その対象が狭く解釈される危険がある。このような狭い解釈は、金融リテラシーの向上を目的とする海外の金融経済教育の理念とも乖離する特異なものとなり不適切である。

本法律が「金融経済教育」を新たに定義したことにより、金融経済教育とは、「適切な金融サービスの利用等に資する」知識の習得等であるとの誤った認識が国民の間に広がるおそれがある。仮にそうなれば、金融経済教育の内容から「個人の幸福の実現」や「公正で持続可能な社会の実現」という視点が欠落してしまうおそれがあり、ひいては、消費者市民社会の実現を目指す消費者教育の理念との断絶を生むことまで懸念されると言わざるを得ない。

機構が金融経済教育を推進するに当たっては、これまで積み上げられてきた金融経済教育の意義及び目的を再確認するとともに、法86条にいう「金融経済教育」が、これまで日本で実践してきた「金融経済教育」と同義であることを明らかにすべきである。

3 機構が実施すべき金融経済教育（意見の趣旨1(2)）

「金融リテラシー・マップ」の基礎となった「金融経済教育研究会報告書」は、生活スキルとして「最低限身に付けるべき金融リテラシー」を、①家計管理、②生活設計、③金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択、④外部の知見の適切な活用の4項目に整理した上で、「一人の社会人」とし

¹⁴ 金融広報中央委員会仮訳「O E C D / I N F E 金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」（2012年6月）

て、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていく上で、最も基本となるのが「家計管理」と将来を見据えた「生活設計」の習慣である」としている¹⁵。

すなわち、「最低限身に付けるべき金融リテラシー」の中でも、まずはその土台となる「家計管理」と「生活設計」を身に付けることが最も重要なのであり、これらの十分な知識及び能力の涵養なくして「適切な金融サービスの利用等に資する」ための知識等の教育はあり得ない。「タスクフォース中間報告」も、「金融リテラシー・マップ」の内容を踏まえつつ、家計管理や生活設計等のほか、消費生活の基礎や社会保障・税制度、金融トラブルに関する内容も含めて、広範な観点から金融リテラシーの向上に取り組むべきと指摘している¹⁶。

金融知識の正確な理解と適切な金融商品を利用選択できる能力を身に付けることは、金融リテラシーとして重要であるものの、これらに偏った教育を行うことは適切でない。「金融リテラシー・マップ」に示された4項目を等しく涵養する教育が、金融経済教育の中核とされるべきである¹⁷。

4 投資偏重教育への懸念（意見の趣旨1（3））

(1) 金融庁の調査によると、投資未経験者がこれまでリスク性商品を購入しなかった最大の理由（複数回答可）は、端的に「余裕資金が無いから」（56.7%）であり、「資産運用に関する知識がないから」（40.4%）、「購入・保有することに不安を感じるから」（26.3%）等、知識不足や投資に対する不安感を大きく上回っている¹⁸。この点、「資産所得倍増プラン」は、国民が資産運用を行わない理由として、「4割の者が「資産運用に関する知識がない」ことを挙げており、こうした層に安定的な資産形成の重要性を浸透させていくため、金融経済教育を届けていくことが重要¹⁹」としているが、多くの

¹⁵ 前掲注2・「金融経済教育研究報告書」8、9頁。

¹⁶ 前掲注5・「タスクフォース中間報告」9頁。

¹⁷ 金融商品取引法等の一部を改正する法律案に対する衆議院財務金融委員会の附帯決議（2023年6月7日）でも、「金融経済教育の意義・目的には、金融リテラシー（金融に関する知識・判断力）の向上を通じて、国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを実現していくことを可能とすることがあることに鑑み、以下の事項に留意した金融経済教育を推進すること」として、「1 金融商品取引を装った無登録営業、詐欺的な投資勧誘、脱法的なマルチ商法による被害が多数生じている現状を踏まえ、被害防止に必要な情報を適時適切に提供する仕組みを整えるとともに、批判的かつ多角的な判断力のかん養を支援すること。2 投資の必要性又は有益性のみを強調するのではなく、リスクの正しい理解の浸透にも努め、個人のライフプランを踏まえた資産形成における自由な意思決定による貯蓄と投資の組合せを尊重すること。」が確認されている。

¹⁸ 金融庁「リスク性金融商品販売に係る顧客意識調査結果」（2021年6月30日）39頁。

<https://www.fsa.go.jp/news/r2/kokyakuhoni/202106/004.pdf>

¹⁹ 前掲注4・「資産所得倍増プラン」11頁。

国民は、資産運用に関する知識の不足以前に、投資に充てる余裕資金を有していないという現状を直視しなければならない。

このような状況下で、機構が「貯蓄から投資へのシフト」の方向性を強調する教育を実施すれば、余裕資金のない消費者が、当人の収入、資産及び生活状況等に適合しない投資を試みるなどの消費者被害が発生するおそれも否定できない。

(2) 近年、未公開株、ファンド型投資商品、外国為替証拠金取引（F X）及び暗号資産等の様々な投資関連分野で、詐欺的な投資勧誘や無登録業者による投資勧誘を装った詐欺行為が多発している。若年者の間では、投資・副業詐欺やマルチ商法等に絡んだ「クレ・サラ強要商法²⁰」が広がりを見せ、極めて多額の被害を生み出しており、また、成年年齢引下げに伴う被害拡大も懸念要素である。さらに、マルチ商法やいわゆる「後出しマルチ²¹」等のマルチまがい商法については、若年者のみならず、中高年層にも広がりを見せている。

こうした悪質業者による消費者被害に限らず、金融機関や証券会社による金融サービスの提供の場面においても、仕組債、外貨建保険及びファンドラップ等の複雑な金融商品を中心に、不十分又は不適切な説明及び勧誘に基づく様々な苦情やトラブル、消費者被害が生じている²²。

これらの被害の背景には、昨今の経済社会におけるV U C A²³といわれる先行きの見通しづらい状況に加えて、2019年6月に金融審議会市場ワーキング・グループが取りまとめた報告書²⁴に端を発するいわゆる「老後2,000万円問題」等に見られる将来への経済的不安感の高まりがあると考えられる。

²⁰ 消費者に対して、借金やクレジット契約をさせて契約を結ばせるものをいう（令和4年版消費者白書79頁）。国民生活センター「お金がない」では断れない！きっぱり断りましょう一断っても借金させてまで強引に契約を迫る手口にご注意！—（2019年8月29日）参照。

²¹ 特定負担を伴う契約を締結させた後に、新規加入者を獲得することによって利益が得られると告げてマルチ取引に誘い込む手法をいう。

²² 第1回金融審議会顧客本位タスクフォース（2022年9月26日）「事務局説明資料」、国民生活センター「外貨建て生命保険の相談が増加しています！」（2020年2月20日）、日本弁護士連合会「金融審議会市場制度ワーキング・グループ顧客本位タスクフォース中間報告」に関する意見書」（2023年3月16日）、同「外貨建生命保険の販売についての意見書」（2022年3月18日）参照。

²³ VUCAとは「Volatility（変動性）」「Uncertainty（不確実性）」「Complexity（複雑性）」「Ambiguity（曖昧性）」の頭文字を並べた造語であり、近時、不確実で変動の激しく、複雑で見通しの立たない経済社会の状況を表す言葉として用いられている。

²⁴ 「金融審議会市場ワーキング・グループ報告書「高齢社会における資産形成・管理」」（2019年6月3日）。同報告書内の指摘は、いわゆる「老後2,000万円問題」として世間の注目を集めた。

(3) 確かに、投資に関する正しい知識を身に付け、貯蓄と投資のバランスの重要性を理解し、投資のメリットとデメリットを考慮しつつ資産管理を行う力を身に付ける教育は必要であり、こうした教育も一面では投資関連被害の防止に役立つものといえる。

しかしながら、金融経済教育が、投資のメリットばかりを強調するなどして、資産形成教育や投資教育を目的として推進されることになれば、投資によって利益を得ることを最優先とする価値観が醸成され、「もうけ話」を餌に消費者を誘い込もうとする悪質な事業者に格好の口実を与えることになりかねない。自身の収入、資産及び生活状況等に適合しない投資を試み、多額の損失を被る被害者を多数生んでしまうおそれも否定できない。

また、多くの国民が投資に充てる余裕資金を有しない現状においては、投資から利益を得られるのは既に資産を有している者に限られる。このような状況下で投資促進の風潮が助長されると、国民の間の経済的格差の拡大にもつながりかねない²⁵。経済的格差の拡大は、消費者の抱く経済的不安感をより一層深刻化させかねない。こうした将来への経済的不安感が、近年の投資関連被害の拡大に影響を与えていることに照らせば、投資教育の推進が、結果として投資被害を増幅させるおそれも否定できない。

(4) そうである以上、機構の責務は、まずは被害防止教育を含めた「国民の金融リテラシーの向上」であり、万が一にも、「国民の金融リテラシーの向上」がなされないまま、国民を貯蓄から投資へ誘導するような教育がなされてはならない。

5 機構の中立性の堅持（意見の趣旨 1 (4)）

- (1) 金広委は、1952年に貯蓄増強中央委員会として発足した組織であり、日本銀行内に事務局を置き、「国民に対し中立公正な立場から金融に関する広報又は消費者教育活動を行い、もって国民経済の健全な発展に資すること」を目的として、日本の金融経済教育の推進に当たり重要な役割を担ってきた。
- (2) 他方で、「資産所得倍増プラン」は、新たに創設する機構に金広委の機能を移管・承継するとともに、これまで政府、日本銀行及び各業界団体などの様々

²⁵ 鈴木俊一財務大臣は、本法案が審議された衆議院財務金融委員会（2023年6月7日）において、投資と格差の関係に関する質問に対し、「格差につきましては、一般に、投資を行う場合には、投資額が大きいほどリターンも大きくなると考えられることから、投資を通じた資産形成は必ずしもその格差が縮小するという方向には働くもの、そのように認識をいたします。」と答弁し、投資の推進は社会内での経済的格差を拡大させる懸念があることを認めていると評価できる。

な主体が独自に実施してきた金融経済教育活動を機構に集約して活動の重複を解消し、各団体が蓄積してきたノウハウを集結させることで、官民一体となつた効率的・効果的な金融経済教育を全国的に実施することを目標に掲げている²⁶。

こうした機構の創設の背景には、「学校や職場において資産形成に関連する金融経済教育を受ける機会は限定的であり、担い手についても金融事業者や業界団体が中心であり、受け手に抵抗感が存在している」との現状分析がある。こうした抵抗感なく金融経済教育を推進するために、「官民一体となつた金融経済教育を戦略的に実施するための中立的な組織として」機構を設立する意義があるという²⁷。

(3) しかしながら、「中立的な組織として」設立する機構の組織及び運営体制が、民間金融関係団体の多大な人的及び財政的基盤の下でなされるのであれば、そのような機構の「中立性」を担保することは構造的におよそ困難と言わざるを得ない。

とりわけ、日本証券業協会は、政府による「資産所得倍増プラン」の公表に先立ち、「中間層の資産所得拡大に向けて～資産所得倍増プランへの提言～」(以下「日証協提言」という。)を公表し、「投資家の裾野の拡大～N I S Aの抜本的な拡充と実践的な投資教育の推進」との項目を設けた上で、①「実践的な投資教育の推進を国・地方公共団体・事業者等の責務・努力義務とし、国家戦略としての基本方針を策定の上、財政措置を含む各種の施策の推進」をすること、②「基本方針として、ライフプラン・マネープランを基にした「貯蓄も資産形成も国民皆つみたて」を目指すこと」、③「国は、実践的な投資教育を実施する公的機関として、主として社会人向けの積立投資教育に特化した「日本版M a P S」を設置すること」を提言している²⁸。さらに、同協会は、政府が「資産所得倍増プラン」を取りまとめた後、直ちに会長談話を公表し、「資産所得倍増プラン」は、日証協提言の提案内容と方向性が合致す

²⁶ 前掲注4・「資産所得倍増プラン」11頁、前掲注6・第24回金融審議会市場制度ワーキング・グループ「事務局説明資料（金融庁提出法案について）」5頁。衆議院財務金融委員会における政府参考人（金融庁企画市場局長井藤英樹氏）も、機構には「日銀の金融広報中央委員会の機能を移管、承継するほか、全国銀行協会や日本証券業協会等の民間団体の活動内容を可能な限り集約することを想定」している旨の答弁をしている（2023年6月7日）。

²⁷ 前掲注4・「資産所得倍増プラン」11頁。

²⁸ 日本証券業協会「中間層の資産所得拡大に向けて～資産所得倍増プランへの提言～」（2022年7月20日）95頁。

るものと高く評価した上、「今回示された中立的な機構の設立は、この提案（注：日証協提言中の上記①②③）に沿ったものであり、心から歓迎の意を表明する」「今後、同機構を中心に、安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実が図られるとともに、投資未経験の方（約8,000万人）に資産形成に一步踏み出してもらうための働きかけが広く浸透していくことを期待したい」との見解を明らかにしている²⁹。

このように、機構への人的及び財政的関与が予定されている民間金融関係団体は、金融経済教育を「投資教育」と同義に捉えていることは明らかである。そうである以上、これまで金広委が積み上げてきた金融経済教育とは全く異質の教育が、今後は機構により「金融経済教育」と称して提供される可能性が極めて高い³⁰。

- (4) したがって、機構の組織及び運営体制については、現在の金広委のように、金融サービスの販売等に直接の利害関係を有しない日本銀行に大きな役割を持たせる等、機構の中立性が害されることのない組織及び運営体制を構築すべきである。

6 機構の組織及び運営体制に対するチェック機能（意見の趣旨1(5)）

機構の設立には、定款を作成して政府以外の者の出資を募集した上（法94条）、内閣総理大臣に認可を申請する必要がある（法95条1項）。その上で、内閣総理大臣は、機構の理事長及び監事となるべき者を指名する（法95条2項）。

また、機構には委員8人以内並びに機構の理事長及び理事をもって組織する運営委員会が置かれ（法98条、法100条1項）、同委員会が機構の運営を行う。なお、機構は業務開始の際、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受ける必要がある（法121条）。

これらの定款や業務方法書は、機構の組織及び運営体制を規律するものであることから、金融経済教育の理念に沿うものでなければならない。そうである以上、定款や業務方法書の認可の際には、機構が真に中立的な組織及び運営体制を構築できているか否かという視点でチェックすることが不可欠であり、定款の「目的」（法94条2項1号）、「業務及びその執行に関する事項」（同条同

²⁹ 日本証券業協会「資産所得倍増プランについて」（2022年11月25日）。

³⁰ なお、本法案が審議された衆議院財務金融委員会（2023年6月7日）において、政府参考人（金融庁企画市場局長井藤英樹氏）は、機構の創設は日証協提言をそのまま受け入れたものではないかとの質問に対し、「日本証券業協会を始めとする様々な各所の御意見を聴取して、この金融経済教育推進機構の立案について検討をし」たもので、そのような指摘は当たらない旨を回答している。

項7号)及び業務方法書(法121条)には、金融経済教育の目的が、「国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とするとともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産の有効活用を通じ、公正で持続可能な社会の実現に貢献していくこと」にある旨を明示すべきである。そして、機構内の人選において、消費者問題に精通した者を選任すべきである。

7 認定アドバイザーレジimeに関する留意点(意見の趣旨2)

- (1) 「資産所得倍増プラン」は、消費者の投資に関する知識不足を補完とともに、消費者が信頼できる中立的なアドバイザーが求められているとの現状分析を前提に、新たに機構を創設した上で、「アドバイスの円滑な提供に向けた環境整備やアドバイザーナー養成のための事業として、中立的なアドバイザーナの認定や、これらのアドバイザーナーが継続的に質の高いサービスを提供できるようにするための支援を行う」とした³¹。このような認定アドバイザーレジimeは、「タスクフォース中間報告」の提言を踏まえて実現されるべきものであるから、当然に「顧客の立場に立ったアドバイザーナ³²」である必要がある。
- (2) また、政府の構想によると、認定アドバイザーナは、学校や企業等を対象とする金融経済教育(出前授業やセミナー等)の担い手としての役割も期待されている³³。そうである以上、認定アドバイザーナは、特定の金融事業者や金融商品に偏らないという意味での「中立性」のみならず、金融経済教育の理念を理解した上で、将来の家計不安をいたずらに煽ったり、「貯蓄から投資へのシフト」の方向性を過度に強調したりしないという意味における「中立性」も備えていかなければならぬ。

なお、全国銀行協会や日本証券業協会等の民間金融関係団体が関与する点において、構造的な利益相反が生じ得る危険性に十分に配慮する必要もある。

- (3) したがって、認定アドバイザーレジimeの設計に当たっては、認定の要件として、当該アドバイザーナが金融事業を兼業しているか、幅広い金融商品を対象としたアドバイスが可能か、金融商品の組成・販売事業者から手数料等を受

³¹ 前掲注4・「資産所得倍増プラン」9頁。

³² 前掲注5・「タスクフォース中間報告」5頁から7頁。

³³ 鈴木俊一財務大臣は、本法案が審議された衆議院財務金融委員会(2023年6月23日)において、「金融経済教育推進機構は、その業務の一環といたしまして、学校や企業等を対象に出張授業やセミナーなどを幅広く実施する予定でございます。実際にこの教育を行う主体ということであります。その際、講師としては主に、機構が認定するアドバイザーナを派遣することが想定されています」と答弁している。

領しているか等、顧客の立場に立ったアドバイスが期待でき³⁴、「金融リテラシー・マップ」の内容を正しく踏まえているか等の基準を設けるなど、学校や企業等を対象とする出前授業やセミナー等の場面においても、金融経済教育の理念にのっとった教育の実施が担保される仕組みを構築すべきである。

そして、利益相反が生じた場合には、当該アドバイザーの業務回避の仕組みも構築すべきである。

8 金融経済教育と消費者教育との連携（意見の趣旨 3）

消費者教育推進法は、消費者教育を「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動」（同法 2 条 1 項）と定義して、広く消費者市民社会を実現する担い手の育成として位置付けている（同法 3 条 2 項参照）。

他方で、金融経済教育は、金融リテラシーの向上を通じて、個々の国民が批判的かつ多角的な判断力を基に金融サービスを適切に取捨選択できる能力の涵養を含むものである。したがって、適切な金融経済教育の推進は、健全で質の高い金融サービスを市場に流通させることにも繋がっていくほか、ESG 投資等の社会課題の解決と結びついた投資への関心が高まることも期待される。

このように、金融経済教育と消費者教育は、共に消費者市民社会の実現に向けられた教育という意味で、同じ理念を共有するものである。したがって、国は、金融経済教育を推進するに当たり、消費者教育推進法の理念に基づく消費者教育（消費者市民教育）との連関を常に意識するとともに、金融庁、消費者庁、文部科学省及び経済産業省等の関連省庁間の連携を一層強化すべきである。

以上

³⁴ 前掲注 5・「タスクフォース中間報告」6 頁は、「(i)アドバイザーが金融商品の販売を行う金融事業を兼業しておらず、家計の全体最適とポートフォリオの最適化の観点から、幅広い金融商品を対象としたアドバイスが可能かどうか、(ii)金融商品の組成・販売会社からの手数料等を受け取らず、報酬は顧客からのみ得ているかどうか、等の基準」を「金融経済教育を推進する中立的な常設組織が設定し、基準に該当するアドバイザーをリスト化・公表することが考えられる」とする。

金融経済教育の理念に沿った金融経済教育推進機構の組織及び運営体制の構築を求める意見書

資料 5－2

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律

= 金融経済教育を広く提供する「**金融経済教育推進機構**」の創設

背景には

政府「資産所得倍増プラン」

日本の家計金融資産を現預金から投資に移行させるため、**金融経済教育を充実する**

⇒金融経済教育を戦略的に実施する組織（**金融経済教育推進機構**）を設立し、設立や運営経費の確保等に政府・日本銀行に加えて**民間金融関係団体**（全国銀行協会や日本証券業協会等）からの協力も得る

一方で

投資に関連する消費者被害

- ・詐欺的な投資勧誘による消費者被害が多発し、金融商品の不十分・不適切な説明による苦情やトラブルも発生している現状
- ・投資促進の風潮が助長されると経済的格差の拡大にもつながりかねず、経済的不安感が投資に関連する消費者被害を増幅させるおそれ

そもそも 金融経済教育とは、**金融リテラシーの向上**を通じて、国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とするとともに、公正で持続可能な社会の実現にも貢献すること《経済面における個人の幸福の実現・公正で持続可能な社会を形成する担い手の育成》

金融経済教育推進機構の組織・運営体制を適切に構築しなければ、安定的な資産形成支援の名の下に、投資偏重教育が推進される危険がある

金融経済教育推進機構の設立・運営について

- ・**投資に関連する消費者被害**が生じている現状があるにもかかわらず、**民間金融関係団体の影響力を強く受けた投資教育**が国家戦略として行われようとしていることへの**重大な懸念**を十分に認識すること
- ・機構が推進する金融経済教育は、国民一人一人が、**経済的に自立し、より良い暮らしを送ること**とともに、**公正で持続可能な社会の実現**への貢献を目的とすること
- ・金融経済教育は、「**金融リテラシー・マップ**」を踏まえ、広範な観点から**金融リテラシーの向上**を目指して実施すること
- ・「貯蓄から投資へのシフト」の方向性を過度に強調したり、国民の金融リテラシーの向上がなされないまま、**投資に誘導したりするような教育を行わないこと**
- ・**金融広報中央委員会による従前の機能や活動を維持・継続し、中立公正な立場**で活動すること、参加する民間金融関係団体によって中立性が害されることのない組織・運営体制を構築すること
- ・定款や業務方法書等において上記目的を明示するなど、**上記の内容を実現しうる組織・運営体制を整備**すること、理事・幹事・運営委員会の委員に**消費者問題に精通する弁護士及び消費者問題や消費者教育について専門的知見を有する者を選任**すること

認定アドバイザー制度について

- ・認定アドバイザーを**顧客の立場に立つ存在**として、**制度上明確に位置付けること**
- ・認定アドバイザーが学校や企業等で出前授業を実施する場合、**将来の家計不安をいたずらに煽り、国民を無条件に投資へ誘導するような教育が行われることのないよう、金融経済教育の目的にかなう教育の実施が担保される仕組み**を構築すること
- ・アドバイザーの認定において、金融サービスを提供する事業者と顧客等との間に**利益相反が生じない仕組み**を構築すること

例：金融サービスを提供する事業者の従業員・役員等を兼ねていないこと、幅広い金融商品に対するアドバイスが可能であること、金融事業者からの報酬受領の禁止など

金融経済教育の推進について

消費者教育推進法の理念に基づく消費者教育との連関を常に意識するとともに、金融庁、消費者庁、文部科学省及び経済産業省等の関連省庁間の連携を強化すること

[メインヘスキップ](#)

音声読み上げ

サイト内検索

検索

[サイトマップ](#)[ヘルプ](#)[本会議・委員会等](#)[立法情報](#)[議員情報](#)[国会関係資料](#)[各種手続](#)[English](#)

[衆議院トップページ](#) > [本会議・委員会等](#) > [委員会ニュース](#) > 第211回国会閣法第56号 附帯決議

金融商品取引法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 金融経済教育の意義・目的には、金融リテラシー（金融に関する知識・判断力）の向上を通じて、国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを実現していくことを可能とすることに鑑み、以下の事項に留意した金融経済教育を推進すること。
 - 1 金融商品取引を装った無登録営業、詐欺的な投資勧誘、脱法的なマルチ商法による被害が多数生じている現状を踏まえ、被害防止に必要な情報を適時適切に提供する仕組みを整えるとともに、批判的かつ多角的な判断力のかん養を支援すること。
 - 2 投資の必要性又は有益性のみを強調するのではなく、リスクの正しい理解の浸透にも努め、個人のライフプランを踏まえた資産形成における自由な意思決定による貯蓄と投資の組合せを尊重すること。
- 二 金融経済教育推進機構の運営に当たっては、官僚の天下り先の確保や新たな資格認定を通じた利権の温床とならないよう人事情報や財務内容を積極的に開示するほか、以下の事項に留意すること。
 - 1 金融経済教育推進機構の目的は、「適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導を推進すること」であって、本法による改正後の金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第八十二条第一項に基づく基本方針の内容に完全に含まれるものではないこと。
 - 2 1の「適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識」には、資産形成だけではなく、金融広報中央委員会が従来扱ってきた家計管理・生活設計や消費者被害防止等も含まれ、その知識を習得し、「これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導」は、金融経済教育推進会議作成の金融リテラシー・マップを基本としたものを通じて行われるものであること。
 - 3 政府・金融経済教育推進機構は、これまで金融広報中央委員会が実施してきた学校教育に向けた金融教育プログラムをはじめとした、金融教育教材作成、教員向けセミナー、作文・小論文コンクール等の活動、及び経年的に行ってきた「家計の金融行動に関する世論調査」や「金融リテラシー調査」等の基礎的な調査・報告等の意義・成果を踏まえながら、活動内容を充実させるとともに、金融経済教育が広く国民に提供されるよう取り組むこと。
- 三 金融経済教育推進機構に対して国が行う監督の実効性を確保するため、及び、地方公共団体や民間事業者の取組に対する支援を全国において着実に実施するために必要な体制を整備すること。
- 四 金融サービスの提供に当たり、「顧客等の最善の利益」を図るための取組が徹底されること。
- 五 本法附則第六十九条の検討条項に関して、改正後の各法律の施行の状況等を勘案するに当たっては、金融サービスの顧客等の利便が向上し、かつ当該顧客等が保護されているかを十分に検証し、必要があると認めるときは、各法律に基づく制度の改善につなげるための検討を行うこと。

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 金融経済教育の意義・目的には、金融リテラシーの向上を通じて、国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを実現していくことを可能とすることがあることに鑑み、以下の事項に留意した金融経済教育を推進すること。

1 金融商品取引を装った無登録営業、詐欺的な投資勧誘、脱法的なマルチ商法による被害が多数生じている現状を踏まえ、被害防止に必要な情報を適時適切に提供する仕組みを整えるとともに、批判的かつ多角的な判断力のかん養を支援すること。

2 投資の必要性又は有益性のみを強調するのではなく、リスクに対する正しい理解の浸透にも努め、個人のライフプランを踏まえた資産形成における自由な意思決定による貯蓄と投資の組合せを尊重すること。

二 金融経済教育推進機構の運営に当たっては、官僚の天下り先や新たな資格認定を通じた利権の温床とならないよう人事情報や財務内容を積極的に開示するほか、以下の事項に留意すること。

1 金融経済教育推進機構の目的は、「適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導を推進すること」であつて、本法による改正後の金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第八十二条第一項に基づく基本方針の内容に含まれるものではないこと。

2 「適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識」には、資産形成だけではなく、金融広報中央委員会が從来扱つてきた家計管理・生活設計や消費者被害防止等も含まれること。また、「これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導」は、金融経済教育推進会議作成の金融リテラシー・マップを基本としたものを通じて行われるものであること。

3 政府及び金融経済教育推進機構は、これまで金融広報中央委員会が実施してきた学校教育に向けた金融教育プログラムをはじめとした、金融教育教材作成、教員向けセミナー、作文・小論文コンクール等の活動に加えて、経年的に行ってきた「家計の金融行動に関する世論調査」や「金融リテラシー調査」等の基礎的な調査・報告等の意義・成果を踏まえながら、活動内容を充実させるとともに、金融経済教育が広く国民に提供されるよう取り組むこと。

三 金融経済教育推進機構に対する監督の実効性を確保するとともに、地方公共団体や民間事業者の取組に対する支援を全国において着実に実施するために必要な体制を整備すること。

四 金融サービスの提供に当たり、「顧客等の最善の利益」を図るための取組が徹底されること。

五 金融商品取引法上の四半期報告書を廃止し、金融商品取引所の規則に基づく四半期決算短信へ一本化するに当たっては、投資家に必要な情報が提供されるための環境整備及び制度の円滑な移行に資する環境整備を金融商品取引所等と連携して行うこと。

六 本法の検討条項に關して、改正後の各法律の施行の状況等を勘案するに当たっては、金融サービスの顧客等の利便が向上し、かつ当該顧客等が保護されているかを十分に検証し、必要があると認めるときは、各法律に基づく制度の改善につなげるための検討を行うこと。

七 本法に基づく制度の運用に当たっては、情報通信技術の進展等の我が国の金融及び資本市場をめぐる環境変化を踏まえ、金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図る観点から、必要な体制を整備すること。

その際、地域の金融事業者のモニタリングを主に担当する財務局も含め、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保及び機構の整備に努めること。

右決議する。

«参考資料一覧»

【1】消費者教育に関する資料

	日本弁護士連合会 【日弁連ウェブサイトより】
1-1	・民法の成年年齢の引き下げに伴う消費者被害に関する意見書(2017年2月16日) https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2017/opinion_170216_06.pdf
1-2	・消費者教育の推進に関する意見書(2017年3月17日) https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2017/opinion_170317.pdf
	消費者庁関係 【消費者庁ウェブサイトより】
2-1	消費者教育の推進に関する基本的な方針(令和5年3月28日変更) https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/basic_policy/assets/basic_policy_230328_0002.pdf ・消費者教育の推進に関する基本的な方針(概要) https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/basic_policy/assets/basic_policy_230328_0001.pdf
2-2	令和6年版消費者白書 第2部 第2章 第4節 1. 消費者教育の推進 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/white_paper/assets/consumer_research.cms201_240614_36.pdf
	文科省関係 【文科省ウェブサイトより】
3-1	高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 家庭編(2018年7月) https://www.mext.go.jp/content/1407073_10_1_2.pdf
	消費者教育学会関係 【消費者教育学会関東支部ウェブサイトより】
4-1	消費者教育学会関東支部40周年記念誌「消費者教育の新しい動向」(2024年6月9日) http://jace-kantou.org/kantoushibu_pdf/%E9%96%A2%E6%9D%B1%E6%94%AF%E9%83%A840%E5%91%A8%E5%B9%B4%E8%A8%98%E5%BF%B5%E8%AA%8C.pdf

【2】金融経済教育に関する資料

	金融庁関係 【金融庁ウェブサイトより】
5-1	金融経済教育研究会報告書(2013年4月30日) https://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/20130430/01.pdf 金融経済教育研究会報告書(概要) https://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/20130430/02.pdf
5-2	金融リテラシー・マップ(2023年6月改訂版) https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/literacy/pdf/map202306.pdf
5-3	国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針(2024年)

	3月 15 日) https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/letterbody.pdf
5-4	「職域等における金融経済教育を推進するための手法等に関する調査」報告書(2024 年6月 27 日) https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20240627/01.pdf
	内閣府 【内閣府ウェブサイトより】
6-1	所得倍増プラン(2022 年 11 月 28 日) https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/dabiplan2022.pdf
	政府広報 【政府広報ウェブサイトより】
7-1	「金融リテラシー」って何？ 最低限身に付けておきたいお金の知識と判断力 https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201404/1.html
	欧州証券市場監督機構(ESMA) 【欧州証券市場監督機構(ESMA ウェブサイトより・英語版】
8-1	・サステナブルファイナンスについて https://www.esma.europa.eu/esmas-activities/sustainable-finance ・ロードマップ https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma30-379-1051_sustainable_finance_roadmap.pdf

【3】金融経済教育推進機構に関する資料

	金融庁関係
9-1	金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書(2023 年 12 月 12 日) https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20231212/01.pdf 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書(概要) https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20231212/02.pdf
	金融経済教育推進機構 【金融経済教育推進機構ウェブサイトより】
10-1	金融経済教育推進機構ホームページ https://www.j-flec.go.jp/
	日本弁護士連合会 【日弁連ウェブサイトより】
11-1	金融経済教育の理念に沿った金融経済教育推進機構の組織及び運営体制の構築を求める意見書(2023 年 12 月 15 日) https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2023/231215.pdf
	国会関係
12-1	衆議院 金融商品取引法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/zaimu59605E0BAD09F

	F71492589C8002D950B.htm
12-2	参議院 金融商品取引法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(2023年11月16日) https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/212/f067_111601.pdf

【4】金融経済教育教材について

	金融庁関係 【金融庁ウェブサイトより】
13-1	高校向け 金融経済教育指導教材の公表について(2024年5月14日更新) https://www.fsa.go.jp/news/r3/sonota/20220317/20220317.html
13-2	基礎から学べる金融ガイド(2023年12月発行) https://www.fsa.go.jp/teach/kou4.pdf
13-3	高校生向け授業動画・教員向け解説動画 https://www.fsa.go.jp/ordinary/douga.html
13-4	金融経済教育 高校授業副教材(2021年) https://www.fsa.go.jp/teach/simulation/index.html
	一般社団法人全国銀行協会 【一般社団法人全国銀行協会ウェブサイトより】
14-1	「はじめてのサステナブルファイナンス 金融の力で地球のピンチを救おう！」 テキスト： https://www.zenginkyo.or.jp/education/free-publication/pamph/sustainable-finance/ ワーク教材： https://www.zenginkyo.or.jp/education/material/sustainable-finance/work/
	ノルウェー・インランデ応用科学大学 持続可能な開発のための協同学習センター 【同大学ウェブサイトより・英語版】
15-1	教材紹介ページ https://www.inn.no/english/ccl/teaching-materials-and-resources/

【5】関係法令

	出典:e-Gov ポータル(https://www.e-gov.go.jp)
16-1	消費者教育の推進に関する法律 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=424AC0100000061_20160401_426AC0000000071
16-2	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=412AC0000000101
16-3	金融経済教育推進機構に関する内閣府令(令和6年内閣府令第10号) https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=506M60000002010